平成２７年（フ）第１５号
兵庫県小野市住吉町304番地の１
債務者　長谷川三重子
１　決定年月日時　平成27年４月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４８号
奈良市三条添川町７番13―305号
債務者　佐藤　安子
１　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６４号
奈良県生駒市谷田町1388番地２　シティパレス302
債務者　丸井　崇稔
１　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６６号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の４
ゴールデンセラヴィ105
債務者　長嶺　末美
１　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２８号
長野市青木島１丁目29番地28　シルクハイツ101号
債務者　海沼　真帆（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
長野市大字高田70番地２ディアコート101号
債務者　浅香　慶洋
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
宮城県塩竈市松陽台２丁目14番２―403号
県営住宅２号棟
債務者　齋藤　正行
１　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
仙台市宮城野区東仙台２丁目５番23―405号
債務者　佐藤　悦子
１　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
山梨県甲府市国母４丁目18番６号
債務者　萩原　幸香
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５９号
山梨県笛吹市御坂町栗合336番地　中武住宅５
債務者　河西　　恵
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
長野県塩尻市大字大門92番地10　ハイツあるぴ101
債務者　江幡　隆之
１　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２７号
長野県塩尻市大字大門92番地10　ハイツあるぴ101
債務者　江幡真由美
１　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８０号
兵庫県姫路市威徳寺町63番地　コンフォール姫路505、住民票上の住所兵庫県姫路市別所町小林617番地
債務者　井上　　朗
１　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８号
奈良市南紀寺町１丁目186番地の５
債務者　中市　幸恵
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３９号
奈良県生駒郡平群町菊美台３丁目11番21号
債務者　加藤　眞知
１　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６８号
奈良県天理市勾田町53番地２　ハーベスト207
債務者　吉村七百喜
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７０号
奈良県大和郡山市小泉町1086番地160
債務者　宮本　佳之
１　決定年月日時　平成27年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
奈良地方裁判所